

(第 1.5 版) 利用規約 (監視オプション)

第 1 条 (規約の適用)

1. 監視オプション (以下「本サービス」) は、クラスメソッド株式会社 (以下「甲」) がインターネットを使用して提供するサービスです。
2. 本サービスは、株式会社はてな (以下「はてな社」) が提供するサーバー監視サービス Mackerel (以下「Mackerel」) を利用しており、本サービスの利用者 (以下「乙」) は本規約、及びはてな社が定める利用規約 (<https://mackerel.io/ja/docs/entry/terms>) に同意するものとします。
3. 前項の同意の上、乙が本サービスの注文書を送付し、甲がこれに承諾をすることにより、本規約を契約の内容とした利用契約 (以下「利用契約」) が成立するものとします。
4. 本サービスの内容を補足する契約が別途締結された場合は、当該契約が優先して適用されるものとします。

第 2 条 (規約の改定)

1. 甲は、甲の都合により本規約を変更できるものとします。甲は、本規約を変更する場合には、乙に 14 日以上予告期間をおいて本規約の変更を行う旨、次の各号のいずれかの方法で通知するものとし、当該予告期間の経過後、乙が本サービスを利用した場合、乙は、変更同意したものとみなします。
 - (1) 甲のホームページ又は Classmethod Members Portal (以下「CMP」) 上に掲示する方法
 - (2) 乙が登録した電子メールに対し通知する方法
 - (3) その他甲が適切と判断する方法
2. 甲は甲及びはてな社の裁量により、本サービスの内容を変更することができます。但し、当該変更により、本サービスの重要な内容変更の影響が生じる場合、甲は利用者に対して当該変更の説明及びこれに関連する規約の変更等を前項と同様の方法で通知するものとする。

第 3 条 (サービスの概略)

1. 本サービスでは、乙が契約した Amazon Web Services (以下「AWS」) のサーバー、データベース等 (以下「対象システム」) に対して、本サービスから遠隔で稼働監視を行い、対象システムに異常が発生した場合 (監視条件の閾値超過など)、本サービスに登録してある深刻度に従いアラートを通知する等の対応を行います。
2. 乙は本サービスの各監視条件の「閾値」や異常発生時の対応方法を識別するための情報の「深刻度」を登録します。監視条件に登録した深刻度により、異常が発生した場合の対応 (対象システムの自動再起動、メールによるアラート通知、電話によるアラート通知等) が変わります。
3. 本サービスが監視する対象システムの情報は、Mackerel の Web コンソール (以下「Web コンソール」) を介して乙が参照できます。また、各監視条件の閾値、深刻度は同じく Web コンソールを介して変更できます。
4. 利用契約成立から本サービス開始日までに甲により実施される、本サービスの監視通信設定など、本サービスを利用するにあたり必要な環境構築作業も本規約の適用範囲とします。

第4条 (AWS 環境の構築)

1. 乙は AWS のアカウントを取得し、予め本サービスの対象システムを構築しておく必要があります。

第5条 (サポートについて)

1. 本サービスに関する問い合わせその他乙から甲に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他甲から乙に対する連絡又は通知は、甲の定める方法で行うものとします。

第6条 (利用契約期間)

1. 本サービスの有効期間は、利用契約成立から1ヶ月とし、第9条第1項に定める解約がなされない限り、同一内容にて更に1ヶ月間延長されるものとし、それ以後も同様とします。

第7条 (サービス利用者の義務)

1. 乙は、乙の商号・代表者・住所等に変更があった場合は、速やかにその旨を甲の定める方法により通知するものとします。
2. 乙は、本サービスの提供に必要な場合には、甲が要求する対象システムへのアクセスが出来るように確保・維持するものとします。
3. 乙は、本サービスの提供に必要な監視ツールの設置・撤去ならびに保管に関して協力するものとします。
4. 乙は、検知アラート数が著しく増えた場合などの監視条件値の閾値調整に協力するものとします。

第8条 (ライセンス)

1. 乙が本サービスの利用に際して、何らかのハードウェアあるいはソフトウェアを甲に対して提供する場合、一切のハードウェア・ソフトウェアライセンスを乙が有しており、甲がかかるとハードウェア・ソフトウェアの利用条件に合致している事を保証するものとします。
2. 甲は、本サービスにより作成された成果物に関する所有権及び著作権その他一切の知的財産権等も、乙に譲渡・利用許諾するものではないものとします。また、本規約にて明確に付与された権利を除き、乙は乙の保有するいかなる知的財産権等の権利も甲に譲渡・利用許諾するものではないものとします。甲と乙は互いに直接的または間接的にリバース・エンジニアリング、デコンパイルあるいは他の方法で、相手方からソースコードまたは企業秘密などを入手しない事に同意します。
3. 乙は、本サービスを利用する目的以外で甲所有の設備を利用する事は出来ません。

第9条 (契約の解除)

1. 乙が利用契約を解除する場合は、甲に対して、毎月10日までに書面で通知することにより、当月末日をもって解約することができるものとします。
2. 甲及び乙が本規約のいずれかの条項に違反し、当該違反について、違反者が通知を受け、受理した日より14日以内に当該違反を改善できない場合は、違反者の相手方は利用契約を解除する事ができるものとします。

3. 甲は、乙が以下に該当する場合は、あらかじめ乙に通知する事無く利用契約を解除する事ができるものとします。
 - (1) 次条に基づき、甲が本サービスの提供を停止した場合に、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合（解消されないと甲が判断した場合を含む。）。
 - (2) 営業停止、休止又は廃止した場合
 - (3) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議を行った場合
 - (4) 公租公課を滞納して催促を受けた場合または保全差し押さえを受けた場合。
 - (5) 仮差押え、差押え、仮処分、競売の申請、強制執行の申し立てがあった場合
 - (6) 破産、民事再生手続き開始、特別清算もしくは会社更生法開始或いはこれらに類似する手続きの申し立てがあった場合または清算に入った場合。
4. 前3項の規定にかかわらず、甲は、はてな社との関係で、Mackerelを提供する権限を喪失した場合など、乙に本サービスを提供することが不可能となった場合には、あらかじめ乙に通知する事無く利用契約を解除する事ができるものとします。

第10条（サービス提供停止）

1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止する事ができるものとします。
 - (1) 乙が利用契約上の債務を履行しなかった場合。
 - (2) 乙が本サービスを構成する甲のシステムやデータを破損する行為、或いはその恐れのある場合。
 - (3) 乙が本サービスの運営或いは甲の業務を妨げる行為に及んだ場合、或いはその恐れのある場合。
 - (4) 乙が第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為に及んだ場合、或いはその恐れのある場合。
 - (5) 乙が甲あるいは第三者のIDあるいはパスワードを不正に使用した場合、その他、法令に違反する、あるいは違反する恐れのある場合。
 - (6) 乙が対象システムを利用して公序良俗に反する内容の文書、データ及び画像等を送信した場合。
 - (7) はてな社が、甲に対してMackerelの提供を停止した場合。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの提供を停止する時には、予めその理由、提供停止をする日時を乙に通知します。ただし、緊急の場合は事後に通知します。

第11条（サービス提供中止）

1. 甲は、本サービスの実施において必要と認められる場合は、本サービスの提供を一時中止し、甲の設備の保守・点検を行う事ができるものとします。
2. 本サービスを中止する場合は、原則として甲は乙に対し、その旨と本サービス提供中止期間を事前に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。この場合、乙に対しては事後延滞なくその旨を通知する事とします。

第12条（サービス提供廃止）

1. 甲の都合により本サービスの一部あるいは全てを廃止する事があります。
2. 甲は、前項の規定により本サービスの廃止をする場合は、乙に対して廃止する30日前までに通知いたします。
3. 甲は、本サービス廃止に伴って乙が被った損害について一切の責任を負わない事とします。

第13条（担当範囲）

1. 甲の担当範囲
 - (1) 24時間365日の無人監視
 - (2) 障害時のアラート通知
 - (3) Webコンソールによる監視情報、監視設定変更手段の提供
 - (4) 本サービスに関する問い合わせ受付窓口の提供
2. 乙の担当範囲
 - (1) Webコンソールを通じた監視情報の確認、監視設定の変更
 - (2) 障害時の対応
 - (3) 本サービスに関する甲への問い合わせ

第14条（乙の運用責任）

1. 乙は、AWSが公開している「AWSカスタマーアグリーメント」(<http://aws.amazon.com/jp/agreement/>)に従い、対象システムを適切に運用する責任を持ちます。

第15条（サービス料金）

1. 乙が、本サービスの利用の対価として利用期間中に継続して月ごとに支払う料金を月額料金とします。
2. 月額料金は甲が別途定めるものとします。
3. 本サービスと関連して発生する作業等はオプション料金とし、それは事前協議の上、月額料金に加算されることとします。

第16条（サービス料金の支払い義務）

1. 乙は、本サービス利用の対価として、利用料金を甲に支払うものとします。
2. 支払期日経過後未払の場合、乙は支払期日の翌日から年18.25%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として甲に支払うものとし、はてな社が定める利用規約の定めに関わらず、はてな社への支払いをもって甲への支払いが免責されることはないものとします。
3. 本サービスの提供が停止された場合であっても、乙は本サービスに基づく債務を免れるものではありません。
4. 甲は、利用契約が解除された場合、本サービスの提供が廃止された場合、その他のいかなる場合においても、本サービスの利用料金の返還には応じないものとします。

第17条（消費税等）

1. 乙が甲に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課

されるものとされているときは、乙は甲に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第18条（秘密保持）

1. 甲は、本サービス提供のために必要な範囲で乙から開示を受けた乙の情報を秘密情報とし、本サービスのためにのみ使用し、また乙の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、甲は甲が取り扱うサービス維持・管理、キャンペーン情報、セミナー・イベント情報開催案内など、乙に有益で適切な情報提供を目的として乙の秘密情報のうち、個人情報のみ利用できるものとします。
2. 乙は、本サービスに関して知り得た甲に対する情報を秘密情報として管理し、書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとし、また情報が開示された以外の目的で使用しないものとします。ただし、はてな社に対しては本サービスの適切な運用に必要な限りにおいて、当該情報を共有する場合があります。
3. 前項に関わらず次の各号に該当する情報は秘密情報として扱わないものとします。
 - (1) 守秘義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - (3) 本規約に違反する事無かつ受領の前後を問わず公知となった情報
 - (4) 相手方から秘密である旨の表示を受けずに提供された情報
 - (5) 受領当事者が開示された情報によらず独自に開発した情報
4. 甲及び乙は、本規約に定める義務と同等以上の秘密保持義務を課した上で、自己の役員、従業員、それぞれの弁護士、公認会計士、税理士、司法書士もしくはその他の法律上守秘義務を負う専門家または子会社もしくはは関係する協力会社に秘密情報を開示する事ができるものとします。
5. 前各項の定めにかかわらず、甲及び乙は、法令、判決、決定その他の司法上又は行政上の要請、要求、指導、助言又は命令により、法的拘束力を有する開示請求があったときは、秘密情報を開示するものとします。
6. 本条の規定は、本サービス終了後の3年間有効に存続するものとします。

第19条（サービスデータの取り扱い）

1. 第9条に基づき、乙が利用契約の解除を行った場合、甲は甲の裁量において、甲が適切と考える時期に本サービスが保持する乙の監視データを削除するものとします。
2. 甲が本サービスの提供により取得したデータの保有期間は Mackerel の仕様 (<https://mackerel.io/ja/pricing/>) に従うものとし、期間を経過したデータは乙に承諾なく削除するものとします。
3. 甲が提供する本サービスに付随して取得したパフォーマンス情報及び監視データは、本サービスで実施される障害検知と通知を優先したサービスの提供上副次的に取得されたものであり、甲は過去のデータの可用性及び完全性に対する保証はしないものとします。

第20条（損害賠償範囲）

1. 甲は、本サービスが乙の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、乙による本サービスの利用が乙に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、明示・黙示を問わず、また法定のものであるか否かを問わず、何ら保証するものではありません。
2. 甲は、甲による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、乙が本サービスに送信したメッセージ又は情報の削除又は消失、乙の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して乙が被った損害（以下「乙損害」）につき、甲の故意又は重過失による場合を除き、賠償する責任を一切追わないものとします。
3. 何らかの理由により甲が責任を負う場合であっても、甲は、乙損害につき、過去6ヶ月間に乙が甲に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、又、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
4. 前3項に定める場合の他、本規約第1条に定める、はてな社の利用規約において、はてな社が損害賠償責任を負わないとされている事項については、甲の故意又は重過失による場合を除き、甲は乙損害につき賠償する責任を一切追わないものとします。

第21条（個人情報保護の取り扱いについて）

1. 甲は、個人情報の収集、利用及び提供は、甲の正当な事業の範囲内で適法かつ公正な手段により行います。
2. 甲は、個人情報の安全性を確保するため、技術面及び管理面において安全対策を講じ、個人情報への不正なアクセス、紛失、破壊、改ざん及び、漏洩等の予防に努めます。
3. 甲は、個人情報の取り扱いにおいて、適用される法令及び、その他の規範を遵守します。
4. 甲は、個人情報保護のためのコンプライアンス・プログラムを制定し、さらに継続的に見直し改善し、適切な管理の維持に努めます。

第22条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、自らが利用契約の締結日時点において以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するときは、利用契約を解除することができるものとし、これにより相手方に損害が生じてもその責めを負わないものとします。
 - (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下

「暴力団」と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」）がいると認められるとき

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだと認められるとき
2. 甲及び乙は、前項の規定により利用契約を解除したときは、これによって生じた自己の損害の賠償を相手方に請求することができ、相手方はその損害を賠償するものとします。

第23条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの規定又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残り部分は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第24条（紛争の解決）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2015年10月1日制定】

改版履歴

版数	日付	改版理由
第1.0版	2015年10月1日	初版制定
第1.1版	2016年4月1日	第23条を追記 制定日を修正
第1.2版	2017年2月25日	第23条2項の文言を一部修正 制定日を修正
第1.3版	2017年12月2日	サービス名称を変更 改称前：クラスメソッド・モニタリングサービス 改称後：フートモニタリング
第1.4版	2018年11月22日	サービス名称を変更 改称前：フートモニタリング 改称後：監視オプション 監視システムの刷新に伴う変更を反映 第2条第1項の文言を一部修正 第1条第2項の文言を修正 第3条第1項の文言を追記 第3条第4項の文言を一部修正 第14条第1項の文言を一部修正 第19条第1項の文言を追記 第19条第2項の文言を一部修正 第22条、第23条の書式を修正 監視システムの刷新に伴い一部表現を修正 修正前：しきい値 修正後：閾値
第1.5版	2020年10月15日	以下の条項の文言の修正 第1条（規約の適用）3項 第10条（契約サービス提供停止）1項 第11条（契約サービス提供中止）1項、2項 第12条（契約サービス提供廃止）1項、2項、3項 第14条（責任範囲および責任分界点）1項 第15条（契約サービス料金）1項、2項 第19条（サービスデータの取り扱い）1項 以下の条項を追加・削除 第2条（規約の改定）2項を追加 第3条（サービスの概略）3項の文言を追加 第6条（利用契約期間）1項の文言を追加 第18条（秘密保持）5項を追加 第22条（反社会的勢力の排除）追加 第23条（特約事項）削除 第23条（分離可能性）追加 第24条（紛争の解決）（旧22条）3項を削除